

平成28年6月15日

No.319

畜産会 経営情報

主な記事

- ① おらが故郷の経営自慢
「農家レストラン事業」の展開に6次産業化支援地域ファンドを活用
——新潟県・フジタファームグループの取り組み—— 編集部
- ② 畜産学習室
畜産の経営継承にかかる税務
第4回 生前の経営継承に関してよくある質問① 森 剛 一
- ③ セミナー経営技術
畜産経営分析の基礎を学ぶ（第2回）
——経営成果の把握—— 編集部
- ④ 中央畜産会からのお知らせ
酪農・肉用牛経営における多様な担い手の就農促進に向けた取り組み
- ⑤ (独)農畜産業振興機構からのお知らせ
肉用牛肥育経営安定特別対策事業(新マルキン事業)の補填金単価(概算払)について
- ⑥ あいであらアイデア
子牛の疾病予防を目的とした戻し堆肥を用いた牛床ベットの作成
真崎 匡

公益社団法人 中央畜産会

〒101-0021 東京都千代田区外神田2丁目16番2号
第2ディーアイシービル9階
TEL 03-6206-0846 FAX 03-5289-0890
URL <http://jlja.lin.gr.jp/cali/manage/>
E-mail jlja@jlja.jp

おらが故郷の経営自慢

「農家レストラン事業」の展開に6次産業化支援地域ファンドを活用 ——新潟県・フジタファームグループの取り組み——

編集部

地域一体型農業に レストランが加わる



米どころの新潟平野で搾乳牛80頭規模の酪農を営む(有)フジタファーム（新潟市西蒲区橋本242-1）。同農場から発生する堆肥を同じ地域内にある(有)米工房いわむろの水田（転作田）に散布、その水田で食用米や飼料用米、トウモロコシを栽培しています。ここで生産された飼料を給餌したフジタファームの乳牛から搾った牛乳を使用し、(有)レガーロがジェラートやチーズの製造・販売を行う——という耕畜連携による地域一体型農業を実践しています。

このフジタファームグループに焼肉店とステーキレストランを運営する新会社・(株)藤田

牧場が加わり、昨年秋から「農家レストラン事業」を展開しています。

レストランに手掛けることになったきっかけは、新潟市が農業特区に認定されたこと。「土地利用が制限されている市街化調整区域の農業振興地域でも、農家レストランが農業用施設に含められることになり、市役所から勧められました」（藤田毅社長）。一般的に農家レストランの食材は野菜、米が中心になるが、「うちは牧場なので牛肉を提供したい」との発想から焼肉店とステーキレストランを展開することを決めたといいます。

イタリア語で「ステーキ」を意味する店名のレストラン「La Bistecca」は敷地面積1750㎡、延べ床面積143㎡の木造平屋建てで、



(有)フジファームの搾乳牛舎



レストラン「La Bistecca」

その事業費は6000万円を超えるそうです。その事業費を調達するために、一部は北越銀行（長岡市）が官民出資の(株)農林漁業成長産業化支援機構（A-FIVE）と設立した農林漁業の6次産業化を支援する地域ファンドを活用しました。藤田社長は「要件を満たすことができれば、借りるより出資してもらった方がいい。出資者には利益が出た時に配当すればいいけど、借りたらもうけがなくても返さなければならぬでしょう」とファンド活用のメリットを強調します。

事業費の手当てに 地域ファンドを活用



ここで農林漁業の6次産業化を支援する地域ファンドを説明しましょう。A-FIVEの投融资本部によると、食品や飲食に対する支出が100兆円を超える中で、1次の農林漁業者が手にする金額はわずか10兆円に過ぎません。2次・3次を担う付加価値の蓄積を1次側（生産者）が取り込むことによって、所得を拡大することが6次産業化のポイントといえます。

もちろん、すべての生産者が6次産業化に取り組むことを期待するものではなく、できる人から、無理のない範囲で取り組むことが求められています。

A-FIVEが手がける出資による6次産業化の支援は、収益性が明確で資金需要を伴う事業を対象としており、多様な6次産業化の取り組みの中でも比較的大規模なものが馴染みます。

6次産業化の最大の課題は販売です。商品の魅力や価値を消費者に伝え安定的な販売先を確保するためには、農業生産とは違ったスキルが必要であり、専門家の支援を仰ぐ等の対応が必要です。また、取り扱う資金量が増えることから、農業経営以上に経営管理が重要になるといえます。

A-FIVEは出資を通じて6次産業化を支援していますが、これに加えて商品の販売先のマッチング、事業計画の検討から新会社（6次化事業体）設立後の経営支援、といった6次産業化に必要な支援を総合的に提供しています。



産直ショップ「メルカート」

A-FIVEが2013年2月に発足して以来、今年5月までの出資同意決定件数は累計で94件（直接出資2件、間接出資92件、うち畜産関係は27件）となっています。「出資」という手法は、補助、融資とは異なる新しい支援ツールで、事業の根幹となる資本金を提供するものです。

具体的には、融資では担保が必要なこと、資金用途が対象物件に限定されること、事業実績に関係なく約定による償還義務が課せられこと、また、補助では事業要件・対象物件の制約があること、採択が年に1度しかないことなどの制約がありますが、出資により得られた資金には、このような制約がなく、ビジネスニーズに従って自由に活用できます。

なお、A-FIVEでは「借入金利よりもA-FIVEが想定している期待収益率の方が高くなることもあります。出資金の自由度の高さ、マッチングや経営支援、さらには政府資金を原資とした出資を受けることによるビジネス上の信用効果等を総合的に考えれば、調達コストの差を補う価値が期待できるでしょう」

としています。もちろん、事業に必要なすべての資金を出資金でまかなう必要はなく、補助金や融資と組み合わせることにより、調達コストの圧縮が可能であるとのこと。

このほか、A-FIVEのスキームの特徴として各地に設立されたサブファンドを通じた間接出資方式があります。サブファンドは、地方銀行等とA-FIVEがほぼ同額を出資して設立したもので、これが6次化事業体への直接の出資者となります。サブファンドが日ごろのビジネス上の付き合いを活用した新規案件の形成と出資した6次産業化事業体のフォローが期待されています。藤田牧場のケースはこれにあたります。

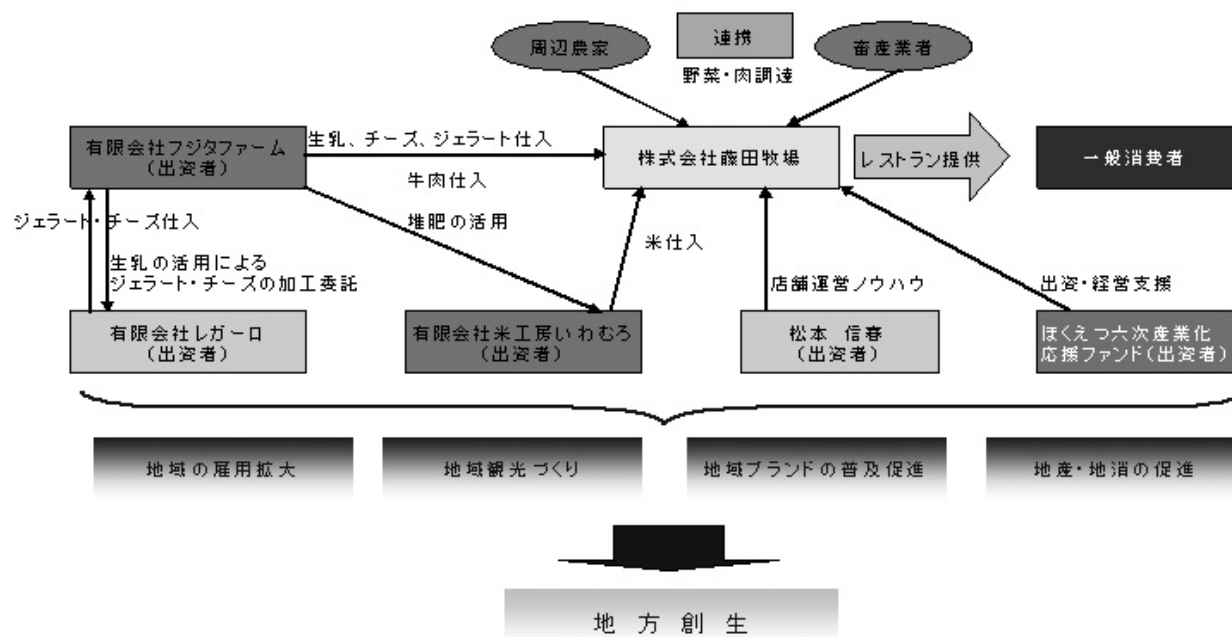
国家戦略特区活用の 農家レストランは全国初



さて、フジタファームグループが活用した新潟市国家戦略特区の話に戻しましょう。国家戦略特区とは、国の経済政策アベノミクスの“第3の矢”である成長戦略の柱の一つであり、特定の地域や分野を限定して規制緩和や税制上の優遇措置などを行うことで、企業の投資や人材を呼び込み、地域経済の活性化を目指す政策です。

新潟市は大規模農業改革拠点として指定され、農業の生産性向上および農産物・食品の高付加価値化を実現し、農業の国際競争力強化のための拠点を形成することが目標となっています。そのために、新潟市では①農家レストランの設置要件緩和（農振農用地区域での設置が可能）、②農業生産法人の役員要件緩和、③農業への信用保証制度の適用、④農

(図) 新潟市国家戦略特区を活用した農家レストラン事業のスキーム (概要)



資料：北越銀行のニュースリリース

業委員会との事務分担、⑤雇用労働相談センターの設置、についての規制緩和を実施しました。

当初は地元産の牛肉を使う予定でしたが、「調べていくうちに県内では牛のと畜が少なく、特定の部位だけを調達するのは難しいことが分かりました。地元の牛肉を安定的に提供するために自らで肥育することにしました」(藤田さん)とのことで、昨年6月から月1頭のペースでホルスタインに和牛の精液を人工授精して交雑種の生産をスタートしています。現在は、乾乳牛舎の空きスペースを利用していますが、近い将来、約50頭収容の肥育牛舎を新たに建設する計画で、それに合わせて月間2頭の種付けに増やす予定だそうです。

こうしたフジタファームの計画を受けて、(株)北越銀行は、「ほくえつ六次産業化応援ファンド投資事業有限責任組合(ほくえつ六次産

業化応援ファンド)」の第1号案件として(株)藤田牧場(新規設立会社)への出資を決定しました。ファンド出資額は2000万円、資本金4000万円(出資後)、株主構成は(有)フジタファーム、(有)米工房いわむろ、(有)レガーロ、松本信春、ほくえつ六次産業化応援ファンド(出資後)となっています。

出資決定のポイントについて、北越銀行では、①この事業が新潟市国家戦略特区認定事業であり、地元の食材を活用した料理の提供により安心・安全な『食』の提供を行うことで地元の農畜産物の付加価値向上を図る事業であること、②新会社設立により新たな雇用を創出するとともに、地元の農畜産物を活用することで地域ブランドの普及促進および地元農業者の生産拡大・所得向上につながること、③フジタファームグループでは循環型農業経営の実践を掲げており、この事業により



焼肉店「ふじた牧場」

新潟県における農業経営の新たなビジネスモデルとなることが期待できること、④六次産業化を通じた地方創生推進に繋がる事業であること、の4点をあげています。

新規事業の概要は次の通りです。

- (1) ㈱藤田牧場は、新潟市国家戦略特区の「農家レストランの設置要件緩和（農振農用区域での設置が可能）」を活用しステーキレストラン（ランチとディナーの間はカフェとして営業）を新設するとともに、隣接地に焼肉店を併設運営する。
- (2) ㈱藤田牧場では、(有)フジタファームで生産する牛肉（本事業を契機に肥育業に参入）および牛乳、(有)米工房いわむろで生産する米、(有)レガーロで販売しているジェラート等、フジタファームグループの生産物を活用してシナジー効果を見込む。また、地元産の食材に拘り、野菜生産者・畜産業者と連携し地産地消による安心・安全な『食』を提供する。
- (3) 現在、有限会社レガーロには年間約22万人の集客があることから、本件事業により

フジタファームグループとして年間30万人の集客を目指すことで、地域の交流人口を増加させ、地域観光づくりと地域経済活性化、雇用の創出に努める。

期待されるシナジー効果



藤田毅社長は「自社や地域の新鮮な農畜産物を使用した料理を提供するとともに、街中では提供できない四季折々の景観を提供する。地元の農産物を食べてもらって農業に対する理解を深めてほしい」と話しています。レストランとジェラートを通じた観光客の集客、これによる地域の農業と産業全体へのシナジー効果が見込まれます。(有)フジタファームは、前述したように、土地利用型酪農、稲作、加工販売の三位一体の優れた経営実績を上げたことが評価されてJA全中・日本放送協会（NHK）主催の平成21年度日本農業賞（個人経営の部）の大賞を受賞していますが、さらなる飛躍が期待できそうです。

参考文献

- 1：北越銀行のニュースリリース（2015年9月11日付け地方創生取組支援「ほくえつ六次産業化応援ファンド」第一号出資先決定についてお知らせ～新潟市国家戦略特区を活用した農家レストラン事業に対する支援～）
- 2：新潟市国家戦略特別区域における農家レストラン設置に関する手引書（平成26年8月18日 作成、平成26年9月10日 一部改正）
- 3：新潟市のプレスリリース（2016年3月16日付け全国初の農家レストラン「La Bistecca」（ラ・ビステッカ）がオープンします）
- 4：『畜産コンサルタント』2015年4月号（岩波道生「出資により畜産物の付加価値の拡大をバックアップ」）
- 5：『畜産コンサルタント』2016年5月号

畜産学習室

畜産の経営継承にかかる税務 第4回 生前の経営継承に関してよくある質問①

農業経営コンサルタント・税理士 森 剛 一

前回は生前の経営継承について解説しました。今月号と次号では、生前の経営継承に関してよくある質問を2回に分けて掲載します。

Q1 経営継承によって親族の減価償却資産を無償で使用する場合の減価償却費の計算方法などの留意点を教えてください。

親など生計を一にする親族名義の不動産を無償で事業の用に供している場合、親族名義の減価償却費を必要経費にできます。このた

め、貸借対照表や減価償却資産台帳に親族名義の資産の取得価額や耐用年数、未償却残高をそのまま引き継いで計上します。償却方法についても親族が適用していた償却方法を引き継ぎます。したがって、被相続人において平成19年3月以前に取得して旧定額法で償却していた資産についてはそのまま旧定額法で計算することになります。

(表) 使用貸借又は贈与によって承継した資産の減価償却

項 目		無償で使用する場合	贈与を受けた場合
取得日	償却方法の判定	当初取得日	贈与日
	所有期間の判定（譲渡所得）	当初取得日	当初取得日（引継）
取得価額		当初取得価額	当初取得価額（引継）
未償却残高		期首未償却残高	贈与日未償却残高（引継）
耐用年数		法定耐用年数	法定耐用年数（引継）
償却方法	平成19年3月以前取得	旧定額法又は旧定率法	定額法又は定率法（平成19年4月以後の相続等）
	平成19年4月以後取得	定額法又は定率法	

Q2 農業者年金をもらいながら畜産・酪農経営はできますか。

旧制度と新制度とで取扱いが異なります。
農業者年金の旧制度加入者（平成13年までの

加入）

旧制度加入者について、経営移譲しなかった場合でも保険料納付済期間等が原則として20年以上あるときは65歳から農業者老齢年金が受給できます。したがって、農業者老齢年

金については畜産・酪農経営を営みながら受給することができます。

また、65歳到達前に経営移譲した場合には経営移譲年金が受給できます。旧制度の場合の経営移譲とは、65歳に達する日の前日（65歳の誕生日の2日前）までに自分名義の農地等を後継者や第三者等に所有権を移すか貸し付けて農業経営から引退することをいいます。

なお、農地等を利用して行う農業（「土地利用型部門」）と農地等を利用しないで行う畜産・酪農経営（「畜産・酪農部門」）との複合経営を行う農業者が、土地利用型部門のみの経営移譲をし、経営移譲後においては、親が畜産・酪農部門を、子供が土地利用型部門をそれぞれ独立採算により行い、親と子の経営が実質的に分離されている場合には、所得税は親と子がそれぞれ事業主として申告することができます。

しかしながら、肉用牛経営の場合、親は農業を営む個人ではなくなるため、肉用牛免税の適用を受けることができなくなり、かえって不利になります。

農業者年金の新制度加入者（平成14年以降の加入）

新制度加入者について、経営移譲しなかった場合でも65歳到達により農業者老齢年金が受給でき、希望により60歳～64歳の間で繰り上げ請求できます。

従って、新制度においても農業者老齢年金については畜産・酪農経営を営みながら受給することができます。

また、新制度の保険料の国庫補助（政策支援）を受けており、新制度における60歳までの保険料納付済期間とカラ期間（旧制度の保険料納付済期間等）を合算して20年以上ある場合に経営継承（65歳以降でも可）することで特例付加年金を受給することができます。新制度の場合の経営継承とは、適格な第三者又は後継者に対して畜舎などの農業用施設も含めて権利移転等を行って経営継承することにより農業経営から引退することをいいます。このため、新制度の場合、特例付加年金を受給するには、原則として畜産・酪農経営も含めて農業経営を行うことはできません。

ただし、旧制度・新制度に共通して、経営移譲・経営継承した後継者の事業専従者として農業（畜産農業を含む。）に従事することは可能です。

Q3 農業における親子間の経営継承の方法にはどんな方法がありますか。

親子間の経営継承の方法としては、大きく分けて①親の棚卸資産を子に贈与し、その他の資産を子に無償で使用させる方法と②親子間で資産を売買する方法とがあります。一般に、棚卸資産の少ない耕種農業や酪農では①の方法が、棚卸資産の多い肉用牛経営などでは②の方法が適しています。

親の資産を無償で使用方法

生前に農地の使用貸借により経営移譲を受けた場合、農地以外の農業用固定資産についても、父など旧経営者の所有のままで息子が

使用することがあります。

このように、生計を一にする親族名義の不動産を無償で事業の用に供している場合には、親族名義の資産の固定資産税や減価償却費、除却損などを必要経費にすることができます（所基通56-1）。従って、相続・贈与の場合と同様、貸借対照表にもこれら親族名義の不動産をその取得価額や耐用年数、未償却残高をそのまま引き継いで計上します。ただし、償却方法については、相続・贈与の場合と異なり、経営継承の日を取得日とするのではなく、親の取得日によって決まる償却方法をそのまま引き継ぐことになります。

不動産については、登記名義を変更した場合などのように、特に贈与したと認められるものを除いては、贈与はなかったものとされます（昭35直資15）。不動産とは、建物、建物付属設備、構築物などで、園芸用ハウスや畜舎、堆肥盤なども含まれます。

ところが、不動産以外の農業用財産については原則として、贈与があったものとして取り扱われます。ただし、搾乳牛などの牛馬や農機具については、旧経営者を被相続人とする相続財産価額にその財産の価額を算入することを了承し、書面で贈与を留保する旨の申し出をすることにより、贈与がなかったものとして取り扱われます（昭35直資15）。

この場合、『不動産以外の農業用財産の贈与を留保する旨の申出書』（資猶34-A-4）という様式がありますので、この申出書を贈与税の申告期間中（翌年3月15日まで）に提出することにより、贈与がなかったものとし

て取り扱われます（昭47直資2-32、昭53直資2-2）。

なお、上記の手続きをしなかった不動産以外の農業用固定資産、それに棚卸資産については、経営移譲の際に原則として贈与税が課せられることになります（贈与税の基礎控除は110万円です）。

親子間売買による方法

棚卸資産については、貸借によることはできず、贈与するか、売買することになります。帳簿価格等の適正な時価によって親から子へ売買した場合には贈与税はかかりませんし、売買益が生じなければ所得税もかかりません。ただし、譲渡する側が消費税の課税事業者の場合、子などへの資産の譲渡についても消費税がかかります。

この際、資産を譲り受ける側が、消費税の課税事業者となっていれば、課税仕入れに係る消費税額として税額控除することができ、消費税の還付を受けることができます。ただし、生前に経営移譲を受ける場合は、納税義務を承継せず、新規開業と同様、開業初年は届出をしなければ消費税の免税事業者となりますので、「消費税課税事業者選択届出書」を提出して消費税の課税事業者となっておく必要があります。

また、資産を譲渡する側は、経営移譲する前年に「簡易課税制度選択届出書」を提出して経営移譲する年に簡易課税となっていれば、本則課税に比べ、棚卸資産の譲渡については30%、固定資産については40%に消費税の負担が軽減されます。

この際、経営移譲はできるだけ年の始めに行うのが、有利です。

売買による場合は、口座振込みなどにより、代金の授受が実際に行われたことを確認できるようにしておく必要があります。子が資金を準備できない場合には、親から子へ売買代金相当額を貸し付けるという方法もありますが、「ある時払いの催促なし」では、贈与と認定される恐れがあります。

金銭消費貸借契約書により返済額、返済方法を定めておくとともに、それに基づいて定期的に返済をする必要があります。この場合、返済の事実が確認できるよう、必ず本人の預金口座から相手の預金口座への振込としてください。

なお、畜産の経営移譲を行う場合には、消費税の多額の還付を受けることが可能であることから、これをきっかけとして負債整理を行うのも一つの方法です。具体的には、親の資産を子が買い取る際に、子が認定農業者になることにより、スーパーL資金が使えます。この場合、棚卸資産である肉畜や飼料などの在庫、乳牛や機械などの動産だけでなく、あえて畜舎や農地なども買い取ることで、これに対応した親の負債を整理することも可能であり、さらに残った債務について債務者を親から子へ変更の後、残債務を引き継いだ子が負債整理資金を利用することも可能です。

ただし、不動産である建物について名義を変更する場合には、登録免許税ほかの登記費用がかかるほか、不動産取得税がかかります。

また、農地を売買する際には、時価によることとなるため譲渡所得税がかかりますが、農用地利用集積計画による場合には800万円の特別控除が受けられます。

Q4 親子でも別居していて生計が別な場合の経営継承で注意しなければならない点はありますか。また、親子でなく、叔父・甥などの間の経営継承について教えてください。

同居の親子の場合など旧事業主と新事業主が同一生計の親族であれば、旧事業主から無償で借りた（使用貸借とした）固定資産の減価償却費やその取得に要した借入金の利息を新事業主の必要経費とすることができます（所得税基本通達56－1）。

しかしながら、生計が別の場合には、使用貸借とすると旧事業主の減価償却費などを必要経費に算入できないため、新事業主の必要経費が少なくなつて不利になります。

このため、畜舎や園芸用ハウスなどの不動産については、賃貸借契約を締結して賃借料を支払うとともに、農機具や搾乳牛などの動産について、次のいずれかの方法を採用ことになります。

- ① 動産について売買し、新事業主が金融機関から借入れをして譲渡代金を支払うか、譲渡代金を長期分割払いとする。
- ② 動産について賃貸借とし、耐用年数経過後に譲渡する。

〈次号に続く〉

セミナー

経営技術

畜産経営分析の基礎を学ぶ（第2回）

—経営成果の把握—

編集部

はじめに

このコーナーでは、畜産経営支援協議会がこれまで作成した報告書の中から「早期改善のための畜産経営支援マニュアル」をもとに、畜産経営の経営分析の基礎である、①畜産経営の性格、②損益計算書の見方、③貸借対照表の見方、④経営分析、⑤損益分岐点分析について、数回にわたり解説します。

今回は、財務諸表のうち損益計算書について解説します。

2. 財務諸表の見方

(1) 損益計算書の内容

まずは、経営全体で損益を捉えることから始めます。

儲かっているのか、損しているのか？

その把握を行う資料が損益計算書です。1年間の経営実績を表しています。

所得税青色申告決算書の損益計算書は、当年の1月1日から12月31日までの1年間の期間で計算されています。1月1日を期首、12月31日を期末と呼びます。

図3は、所得税青色申告決算書（農業所得用）の損益計算書です。ここでは、架空の畜

産経営を事例に解説します。

損益計算書は税務申告用の資料としてあるわけですが、この財務諸表の意味するところを考えてみようと思います。

損益計算書は図3の通り、大きくは、収入、経費、各種引当金・準備金等に分かれます。収入金額の小計④は売上高、差引金額③⑥は所得（※青色申告決算書の「所得金額④⑧」とは違います）とみることができます。

ここから“所得率（％）＝所得÷売上高×100”が分かります。

家族経営として1年間でどれだけの利益を上げることができたのかを見る基本的な指標となります。

また、飼料費を経費全体で割れば経費全体に占める飼料費の割合が出るように、生産コストに占める各資材費の割合を把握することで経費節減等の検討材料となります。

それでは、もう少し細かく損益計算書を見ていきましょう。

図3を大きな括りで見ると以下の流れで所得が計算されていることが分かります。

$$\begin{aligned} &\bullet \text{収入金額の計⑦} - \text{経費の計③⑤} \\ &= \text{差引金額③⑥} \end{aligned}$$

平成 年分所得税青色申告決算書 (農業所得用)

[illegible]

●差引金額③⑥＋繰戻額等の計④⑩－繰入額等の計④⑤

＝青色申告特別控除前の所得金額④⑥

(以下「控除前所得」)

●控除前所得④⑥－青色申告特別控除額④⑦の65万円＝所得金額④⑧

65万円の青色申告特別控除を受けることができるのは、下記の場合です。

- ① 不動産所得又は事業所得を生ずべき事業（農業も含みます）を営んでいること。
- ② これらの所得に係る取引を正規の簿記の原則（一般的には複式簿記）により記帳していること。
- ③ ②の記帳に基づいて作成した貸借対照表および損益計算書を確定申告書に添付し、この控除の適用を受ける金額を記載して、法定申告期限内に提出すること。

なお、科目における販売金額等の具体的な項目を、簿記では勘定科目とよびます。

レベルアップ

さて、図3の損益計算書の中で、所得金額④⑧の下欄に、「④⑧のうち肉用牛について特例の適用を受ける金額」という欄が設けられています。これは、「肉用牛の売却による農業所得の課税の特例」によるものです。所得税では、平成26年1月1日～平成26年12月31日の期間、また、法人税では、平成26年4月1日～平成27年3月31日の期間、100万円未満である肉用牛（交雑種は80万円未満、乳用

種は50万円未満）が「家畜市場、中央卸売市場、その他指定市場」に売却された場合、その所得金額部分に免税措置が講じられています。

図3で見た場合、所得金額④⑧と「肉用牛について特例の適用を受ける金額」との差は、173万836円で、この金額に対して所得税がかかることになるのです。

(2) 農業所得

個人経営の場合、事業主の労働報酬部分は、経費に含めることができません。それ故、事業主の労働報酬部分は、差引金額③⑥に含まれることになります。繰入額等の計④⑤の中の専従者給与は、青色申告している場合における事業主を除く家族の労働報酬部分です。例えば、事業主の配偶者や子弟の労働報酬がそれに該当します。控除前所得④⑥は、この専従者給与が控除されています。

さて、通常、われわれが農業所得とよぶものは、控除前所得④⑥に専従者給与を加えたものです。実際に、図3のデータを用いて農業所得を計算しますと、8,795,169円＋2,000,000円＝10,795,169円になります。この金額は、差引金額③⑥にも一致しています。それは、繰戻額等の計④⑩、繰入額等の計④⑤に貸倒引当金の部分が計上されていないからです。

(3) 農産物の棚卸高・農産物以外の棚卸高

図3の収入金額の中に、農産物の棚卸高(⑤、⑥)が、また、経費の中に、農産物以外の棚卸高(③②、③③)があります。これは、

期間計算（発生主義）を行う上で必要なものです。農産物は、実際には、米麦が該当します。畜産物の場合、農産物に該当するものがないといってよいでしょう。

農産物以外の棚卸高は、大きく、仕掛品と原材料に分けることができます。畜産物の場合の仕掛品は、肥育牛や肥育豚が該当します。原材料は、飼料・肥料・農薬・稲わら等が該当します。

農産物以外の棚卸高は、次回説明します貸借対照表とも関連しています。この例では仕掛品（未収穫農産物等）だけが計上されています。期末（12月31日）に下記の仕訳が行われます。

（期首農産物 以外の 棚卸高）	3,676,718	（未収穫 農産物等）	3,676,718
費用の発生		資産の減少	
（未収穫 農産物等）	4,946,400	（期末農産物 以外の 棚卸高）	4,946,400
資産の増加		費用の取消	

上記の棚卸の仕訳を行うことで、仕掛品の現在の価額が貸借対照表に反映され、費用（経費）に期首農産物以外の棚卸高を加えて、期末農産物以外の棚卸高を控除することによって、期間計算された費用が求められるのです（発生主義）。

（４）育成費用

図3の“経費から差し引く果樹牛馬等の育成費用”③④は、減価償却資産である家畜（成

熟した時点での取得価額（取得原価）が10万円以上）を育成している場合に発生します。具体的には、酪農の経産牛および肉用牛の繁殖めす牛の育成牛が該当します。

すなわち、育成費用（主として飼料費）は経費から控除され、翌期（年）の育成牛の期首残高に算入されるのです。具体的な勘定科目では、貸借対照表の未成熟の果樹・育成中の牛馬等の期首残高に算入されます。そして、育成牛が成熟した時点で育成費用の積算金額（生まれてから成熟するまで）が果樹・牛馬等に振り替えられるのです。これが、減価償却資産である家畜の取得金額（取得原価）になります。

例えば、1年間の育成費用が100,000円とすると以下の仕訳になります。

（未成熟の果樹・ 育成中の牛馬等）	100,000	（育成費用）	100,000
資産の増加		費用の取消	

また、期首残高350,000円の育成牛が、期中に成熟して、今年度の育成費用が50,000円とすると以下の仕訳になります。

（果樹・ 牛馬等）	400,000	（未成熟の果樹・ 育成中の牛馬等）	350,000
資産の増加		資産の減少	
		（育成費用）	50,000
		費用の取消	

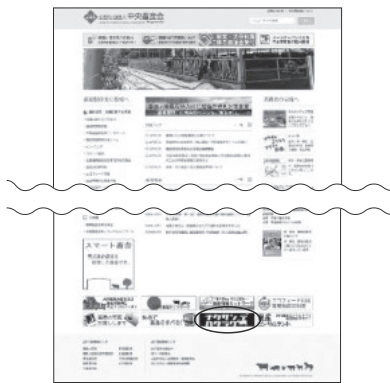
以上、損益計算書の見方についてポイントを説明しました。次号では、財務諸表のうち貸借対照表の見方について解説します。

中央畜産会からのお知らせ

酪農・肉用牛経営における多様な担い手の就農促進に向けた取り組み

わが国の酪農・肉用牛経営においては、新規就農者や後継者の確保など次代を担う経営者や働き手の確保が重要な課題の一つとなっています。このような中、中央畜産会では、独立行政法人農畜産業振興機構からの補助を受け、酪農・肉用牛経営への参入を希望する女性や他産業で定年を迎えた者を含めた多様な方々に対し、就農促進に向けた支援を実施しています。

今回、女性や他職業経験者の方々が酪農・肉用牛経営へ就農するに当たり、農場内での具体的な作業や就農に向けた手順、就農支援センターなどの受入機関が就農相談を行う際に活用してもらうための資料を以下の通り作成し、ホームページに掲載しましたので紹介いたします。



URL <http://jlja.lin.gr.jp/>



URL <http://jlja.lin.gr.jp/hataraku/>

○各資料のダウンロードについて

表示の資料は、画面をクリックするとダウンロードができます。

- 「牛乳を作る仕事」「牛肉を作る仕事」
- 「牛飼いになりませんか？」(酪農・肉用牛)
- 「新規就農者受け入れマニュアル」(酪農・肉用牛)

○畜産のお仕事(農場作業のイロハ)

「牛乳を作る仕事」「牛肉を作る仕事」のホームページ版です。

パソコンやスマートホンなどで、冊子に記載の情報の他に、動画でも作業内容をご覧いただけるようになっています、併せてご活用ください。

○各資料のご紹介

1) 牛乳・牛肉を作る仕事 (A5判)

畜産業のことをご存じない方々を対象に、農場内での作業内容を解説した資料です。

酪農・肉用牛の農場内で想定される作業等を分類し、作業内容の他、作業量も含めて写真等で視覚的に解説しています。

農場内での作業ごとに、具体的な作業内容の他、作業時間の目安や経験の無い方でも出来る作業など、相談窓口等での説明資料としてご活用いただく事を想定して作成しています。

2) 牛飼いになりませんか？ (A4判)

ご自分で酪農・肉用牛経営を始めたいとお考えの方、酪農の牧場や肉用牛の農場で働いてみたい方へ、牛飼いになるためのプロセス、具体的な就農までのステップ等を取りまとめました。

本マニュアルを活用いただき、酪農・肉用牛の経営者への夢を実現してください。

3) 新規就農者受け入れマニュアル(円滑な就農のために) (A4判)

新規就農者などの受け入れ体制が整っていない、もしくは受け入れ体制を見直したい地域の畜産関係機関の方々が、新規就農希望者を受け入れる場合の、研修機能、就農制度、就農後のフォローなど、事前に準備しておくこと、受け入れ前後に注意しなければいけないことなどを、先行事例を参考に取りまとめたものです。

地域の関係者が一丸となって、地域の畜産振興のみならず地域の活性化のために本マニュアルを活用してください。

本件に係る問い合わせ先
経営支援部(支援・調査)

TEL: 03-6206-0843、FAX: 03-3254-0291

e-mail: dairy-mt@sec.lin.gr.jp (専用アドレス)

(独)農畜産業振興機構からのお知らせ**肉用牛肥育経営安定特別対策事業(新マルキン事業)の補填金単価(概算払)について****[平成28年4月分]**

平成28年4月に販売された交付対象の契約肥育牛に適用する肉用牛肥育経営安定特別対策事業実施要綱附則9の概算払の補填金単価について、表1および表2の通り公表しました。

また、平成28年4月に販売された生産者積立金の納付が免除された交付対象の契約肥育牛に適用する補填金単価については、表3の通り公表しました。

なお、補填金単価の確定値については、8月上旬に公表する予定です。

(表1) 補填金単価の算定(全国)

単位:円/頭

区 分	肉専用種(地域算定県を除く)	交 雑 種	乳 用 種
粗収益 (A)	1,315,334	776,695	459,617
生産コスト (B)	1,002,468	700,201	453,494
差額 (C)=(A)-(B)	312,866	76,494	6,123
暫定補填金単価 (D)=(C)×0.8	—	—	—
補填金単価(概算払) (D)-4,000	—	—	—

注:平成26年4月分から、消費税抜きで算定しています。

100円未満切り捨て

(表2) 補填金単価の算定(地域算定県・肉専用種)※

単位:円/頭

岩手県(日本短角種)	広島県	福岡県	佐賀県	長崎県
5,100	—	—	—	—
熊本県	大分県	宮崎県	鹿児島県	沖縄県
—	—	—	—	—

※ 各県の算定結果です。

(表3) 補填金単価(概算払)(生産者積立金の納付が免除された交付対象の契約肥育牛)

単位:円/頭

肉専用種	交 雑 種	乳 用 種
—	—	—

注:補填金交付額に見合う財源が不足する場合等、上記補填金単価を減額することがあります。

あいであ & アイデア

子牛の疾病予防を目的とした戻し堆肥を用いた牛床ベットの作成

(独)家畜改良センター 真崎 匡

背景とねらい

家畜改良センター本所（以下、センター）では、以前、2～12ヵ月齢の子牛および育成牛を放し飼い方式（フリーバーン牛舎）で、牛床一面に敷料を敷いた休息場を確保し、牛が自由に休息できるよう飼養していました。しかし、敷料の量や更じょく（牛舎の清掃）作業の回数、天候等の影響により、

- ① 牛床の敷料がふん尿で汚れている状況が常態化
- ② ふん尿による牛体の汚れがひどい
- ③ 衛生環境の悪化、腹部の冷え等により下痢症が発生

等の問題がありました。

そこで、これらの問題を解消するため、戻し堆肥[※]を利用した牛床ベットの作成を考案しました。

※戻し堆肥とは、牛舎から排出されたふん尿混合物を発酵させて有害細菌や有機物を分解し、その出来上がったものを牛舎の敷料として再利用することを言います。

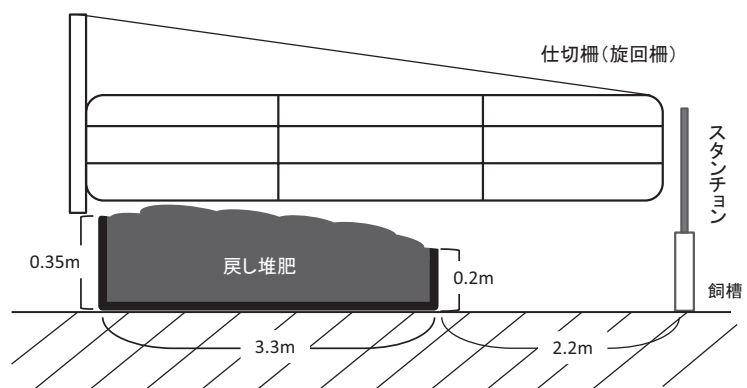
内容・特徴・効果

(1) 牛床ベットの構造

センターでは、育成牛舎内で各群を仕切っている旋回柵の設置高さの都合から、牛床ベットの高さは飼槽通路側0.2m、反対側0.35mと設計し（図1）、戻し堆肥を投入する型枠を作成しました。

作成方法は、まず初めに、型枠に戻し堆肥を投入し、中間位置まである程度踏み固めて安定させます。それ以降は、牛床ベットに10%程度の勾配をつけて整地します。こうすることで、休息時、牛は高い方に頭を向けて横臥する傾向（写真1）となり、牛床ベットの除ふん作業や

(図1) 牛床ベットの構造



衛生管理が比較的容易になります。

また、毎日の更じょく作業等において、牛床ベットの戻し堆肥は少しずつ搬出されて少なくなるので、定期的に補充することが必要です。

なお、牛床ベットに補充する戻し堆肥は、ふん尿の堆肥化処理により70℃以上の熱処理を3回行い、病原菌や寄生虫が死滅した水分が50%以下のものを使用しています。

(2) 牛床ベットの作成に要した資材

および費用

センターの育成牛舎は、6群で構成されているので、各群に同様の構造の牛床ベットを作成しました。6ベット分の面積は約290㎡、戻し堆肥の使用量は約50㎡、牛床ベットの型枠作成に要したH鋼材、アングル鋼材、木材等の購入経費は約28万円(㎡単価966円)でした。

(3) 牛床ベット設置後の効果

牛床ベットの設置後、牛は、おもに休息時に牛床ベットを利用するようになり、ふん尿の排せつは、それ以外のエリアで多く行われるようになりました。その結果、牛体の汚れは少なくなり(写真2)、日常の更褥作業も容易となり、牛舎の衛生環境は格段に改善されました。

また、図2に示すとおり、牛床ベット設置後の年間を通じた下痢の発生頭数は、月平均0.4頭と、設置前の3.8頭と比べて、大幅に減少しました。

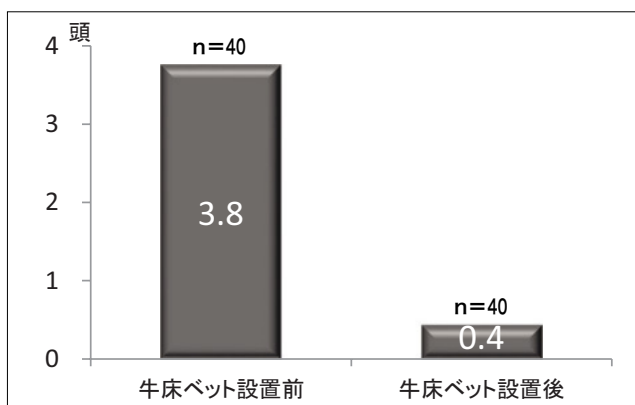


(写真1) 傾斜をつけることで牛の向きをコントロールできる



(写真2) 牛の体の汚れが減少した

(図2) 下痢の発生頭数(月平均)



(筆者：(独)家畜改良センター 企画調整部管理課 繁殖技術グループ)